

～よくある指摘事項～

稚内保健所 企画総務課 主査（健康増進）において、栄養成分表示のご相談を受ける際に、よくある指摘事項をまとめました。

栄養成分表示作成時の参考としてください。

- 「容器包装に入れられた加工食品」である場合は、栄養成分表示が必要であるが、表示そのものがされていないこと。
- 必ず「栄養成分表示」と表示しなければならないが、この表示が記載されていないこと。
- 必ず「1食分」、「100g当たり」、「100mL」、その他の1単位のいずれか表示しなければならないが、この表示が記載されていないこと。
- 熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量の順に記載しなければならないが、この順序が守られていないこと。
- 熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムは、表示値の許容差の範囲が、 $-20\% \sim +20\%$ である。
→製品の実際の栄養成分値がこの範囲をはずれた場合、「この表示値は、目安です。」もしくは「推定値」の記載がないと、食品表示法違反となる。このことが理解されていないことが多い。